

2024年から NISA制度が変わります！

NISAは、制度の恒久化、非課税保有期間の無期限化、年間投資枠・非課税保有限度額の拡大などの制度改正が行われることとなりました。

2024年から始まる新しいNISAでは、買い付けた上場株式等を非課税かつ無期限で保有でき、従来のNISAよりも多くの金額の取引が可能のため、生涯にわたる柔軟な資産形成が可能です。

新しいNISAをご利用の際には、以下の点にご注意いただきますようお願い申し上げます。

⚠ 重要

- ① 新しいNISAでは、1つの口座で2つの投資枠を使えます。なお、それぞれの投資枠で対象商品や買付方法に一定の制限がかかる場合があります。
- ② 新しいNISAでは、非課税保有限度額である1,800万円まで上場株式・投資信託等を買付けられます。(ただし成長投資枠は1,200万円まで)
- ③ 新しいNISAの口座開設にはお手続きが必要な場合があります。
- ④ 現行のNISAの取扱いも変わります。
- ⑤ 上場株式の配当金を非課税とするためにお手続きが必要な場合があります。

※ 令和5年度税制改正において、NISA制度は2024年1月から上記の新しいNISA制度へと抜本的拡充・恒久化されることとなりました。これに伴い、2024年1月からの開始が予定されていたいわゆる2階建てNISA(1階部分で積立投資を行うことを前提に、2階部分で幅広い投資ができる制度)への移行は見送られることとなりました。

<2024年以降の新しいNISAの制度概要>

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
制度期限 (買付可能期間)	なし(恒久化)		
非課税保有期間	無期限		
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有限度額	1,800万円 (成長投資枠はうち1,200万円まで)		
対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託 ※現行のつみたてNISAと同じ		上場株式・投資信託等 ※①整理・監理銘柄、②信託期間20 年未満、高レバレッジ型及び毎月分配 型の投資信託等を除外
買付方法	定時・定額の積立投資		指定なし
対象年齢	18歳以上		



新しいNISAでは、1つの口座で2つの投資枠を使えます

新しいNISAの口座は、年間120万円まで積立投資ができる「つみたて投資枠」と、年間240万円まで幅広い対象商品に投資できる「成長投資枠」の2つから構成されます。2つの枠は併用が可能ですので、従来の制度より柔軟にご利用いただけます(いずれか1つのみを取り扱う証券会社等もあります)。

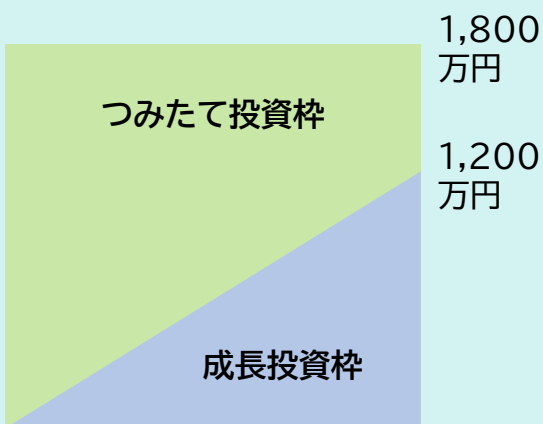
「成長投資枠」は従来の一般NISAの機能を引き継ぐものですが、対象商品には一定の制限が課せられました。なお、具体的な取扱商品については、各社において今後決定される見込みですので、お取引先の証券会社等にご確認ください。

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託 ※現行のつみたてNISAと同じ		上場株式・投資信託等 ※①整理・監理銘柄、②信託期間20年未満、高レバレッジ型及び毎月分配型の投資信託等を除外
買付方法	定時・定額の積立投資		指定なし



非課税保有限度額である1,800万円まで買い付けられます

新しいNISAでは、NISA口座で保有する上場株式等の残高(非課税保有額)が買付額ベースで1,800万円まで買付けが可能です。ただし、成長投資枠ではそのうち1,200万円までしか買い付けられません。



<非課税枠の利用方法の具体例>

- ① つみたて投資枠のみ利用
つみたて投資枠で1,800万円まで投資可能
- ② 成長投資枠のみ利用
成長投資枠で1,200万円まで投資可能
- ③ つみたて投資枠と成長投資枠の両方を利用
両方の枠の合計が1,800万円となるまで投資可能
例えば、成長投資枠で800万円投資した場合、
つみたて投資枠では1,000万円まで投資可能

⚠ 注意

- ・ 非課税保有額は買付額で管理されるため、保有する上場株式等の値動きによる影響は受けません。
- ・ NISA口座で保有する上場株式等を売却した場合、その買付額分だけ非課税保有額が減少します。減少した分は翌年以降、新たな投資に利用可能となります。



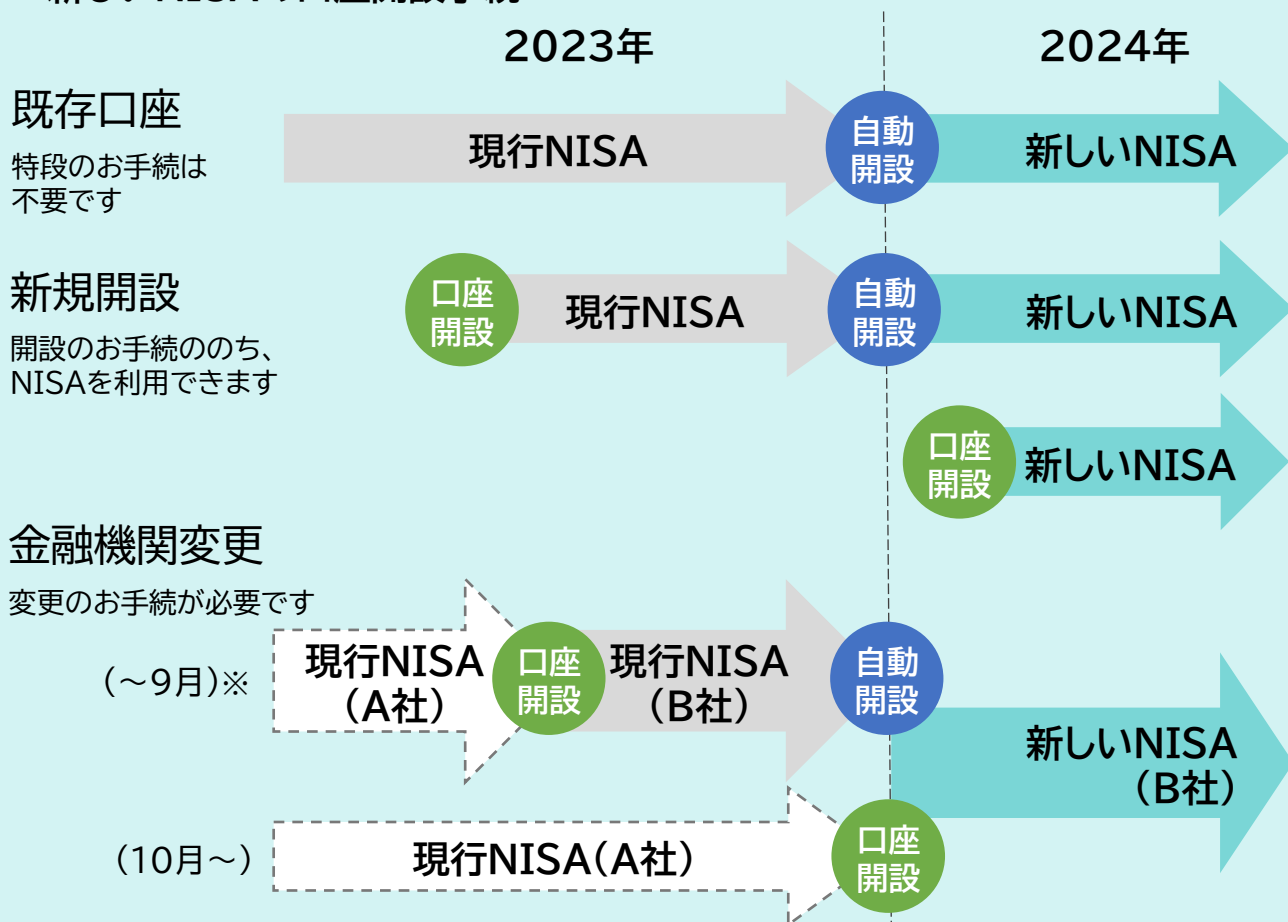
口座開設にはお手続きが必要な場合があります

現行のNISA口座(一般NISA口座、つみたてNISA口座)をお持ちでない方は、NISAを利用するために口座開設のお手続きが必要です。証券会社等にお問い合わせください。

既にNISA口座(※)をお持ちの方は、NISA口座を開設している証券会社等において、2024年1月に新しいNISA口座が自動的に開設されます。

※2024年1月1日時点で18歳である方のジュニアNISA口座を含みます。

<新しいNISAの口座開設手続>



※ 変更前の証券会社等にて2023年に買付けをしていない場合に限り。既にお買付けをしている場合、年内の金融機関変更はできませんので、10月以降のお手続きをご参照ください。

⚠ 注意

- 新たにNISAを利用される方でも、2023年中に現行のNISA口座を開設しておくことで、自動開設される新しいNISA口座を2024年1月からご利用いただけます。
- 別の証券会社等で新しいNISAを利用したい場合は、現在NISAを利用している証券会社等で「金融機関変更手続」を行い、その後に新たにNISAを利用したい会社で「口座開設手続」を行うことが必要となります。
- 現行のNISAで行っている積立投資が新しいNISAにも自動で引き継がれるかなど、新しいNISAでの取引については、ご利用の証券会社等までお問合せください。



現行のNISAの取扱いも変わります

現行のNISA口座では、2024年1月から新規の買付けはできなくなりますが、非課税保有期間が満了するまでの間は、現行のNISA口座のまま保有することができるため、その間は配当等や譲渡益が非課税となります。

2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	...	
つみたてNISA		購入した年から20年間は非課税							
一般NISA		購入した年から5年間は非課税							
		2024年以降、 現行のつみたてNISA・一般NISAでの新規買付けや、 一般NISA・ジュニアNISAからのロールオーバーは 不可							
		新しいNISA					つみたて投資枠		
							成長投資枠		
2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	...	



⚠ 注意

- 現行のNISA口座で保有する上場株式等は、非課税保有期間が満了すると、課税口座（特定口座又は一般口座）に払い出されます。
- 現行の一般NISAで非課税保有期間が満了した場合やジュニアNISA利用者が成人を迎えた場合など、翌年分の非課税管理勘定にロールオーバーすることができましたが、一般NISA・ジュニアNISAから新しいNISAへのロールオーバーはできません。



株式の配当金等を非課税とするために

NISA口座で買い付けた上場株式の配当金等を非課税とするためには、証券会社で配当金等を受け取る「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。お取引の際には、お取引先の証券会社にご確認ください。

※投資信託の分配金については、上記の手続は不要です。

新しいNISAについてのより詳しい説明は、「2024年以降のNISAに関するQ&A」(日本証券業協会HP)をご参照ください。

